

# 令和5年度道立高等学校入学者選抜における改善の基本方針

令和4年(2022年)3月18日

学校教育局高校教育課

## 1 一般入学者選抜における出願変更の条件の緩和

### (1) 改善の理由

出願変更については、当初出願した学科により出願変更できる学科の条件が複雑であるとの指摘があり、平成29年度道立高等学校入学者選抜において、当初の出願先が普通科の場合、当初出願した課程と同一の他の高等学校の普通科又は総合学科に加え、同一の課程の理科・数学に関する学科、体育に関する学科又は外国語に関する学科も認め、双方向において出願変更ができるよう改善したところである。

その結果、条件を緩和したものの、中学校における適切な進路指導により、出願変更が大幅に増えることなく、出願者の出願先の選択の幅を広げることとなった。

今後、生徒の多様な思いに応えた進路の選択の幅を更に広げることにより、公立高等学校への入学を希望する受検者の進路希望がかなえられるよう、これまでの出願変更の条件を緩和する必要がある。

### (2) 改善の主な内容

当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科、又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することを認める。また、異なる学科間における出願変更が可能になることを踏まえ、これまでの「第2志望」、「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」(いわゆる「1・2外」)の取扱いを、それぞれ「第2志望」、「第3志望」とする。

## 2 全日制の課程における推薦入学者選抜の推薦標準枠の設定に係る学校裁量の拡大及び自己推薦による推薦入学者選抜の実施

### (1) 改善の理由

ア 令和4年度以降、各道立高等学校においては「スクール・ポリシー」の一つとして、「入学者の受入れに関する方針」を策定・公表することとしている。各高等学校が、期待されている社会的役割を果たし、目指すべき学校像を実現するためには、各高等学校の「入学者の受入れに関する方針」を踏まえた入学者選抜を実施することが必要であり、可能な範囲で、学校の裁量を拡充する必要がある。

イ 現行の要項では、農業科及び水産科については、募集人員の100%を推薦入学者選抜により内定とすることができ、本道の基幹産業に携わる人材育成の観点から、特に、将来、自家経営に従事することを希望する中学生が、推薦入学者選抜により合格内定できる可能性を担保していると考えられるが、一方で、一部の学科においては、推薦内定者により募集人員のほとんどが満たされた場合、一般入学者選抜の募集人員が限

定され、極端に倍率が高くなる状況があり、一般入学者選抜による受検者にとって不利な状況が生じることが懸念されており、改善の必要がある。

ウ 推薦入学者選抜の出願資格について、現行の要項では「在籍する中学校長の推薦を得て出願する」こととなっており、各中学校において選考基準を定め、中学校長推薦として出願しているが、必ずしも、各高等学校が求める生徒像に合致した生徒が出願しているとはいえ、多様な選抜が十分実施されていないとの指摘があることから、出願資格について改善する必要がある。

## (2) 改善の主な内容

ア 推薦入学者選抜における「推薦標準枠」を「推薦枠」とし、各学科における推薦による入学者の割合については、大学科ごとに定める「推薦枠」の範囲において10%ごとに、各学校の裁量で定めることとする。

学科	推薦枠
①普通科	10～40%
②農業、水産に関する学科	50～90%
③その他の学科	30～50%

イ 中学生の進路選択に資するよう、推薦入学者選抜を実施する全ての学科において、「入学者受入れに関する方針」を入学者選抜の手引において公表するとともに、「中学校長の推薦」を出願資格から削除し、出願する高等学校の「入学者の受入れに関する方針」に合うと考える生徒が自己推薦できることとする。

### 出 願 資 格

推薦による入学を希望する者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和5年(2023年)3月末日までに道内の中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解しており、自らを各学校が示す「入学者受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確である者
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

### 3 道外からの入学者の受入れの拡大について

#### (1) 改善の理由

これまで、農業や水産に関する科目を25単位以上履修できる教育課程を編成している学校のほか、道内他地域への通学に困難を要する離島に所在する高等学校や地域連携特例校のうち、地域の教育資源を活用した教科・科目等を10単位以上履修できる教育課程を編成している学科を有する学校において、道外からの出願を受け入れてきたところ。

今後は、高校を核とした地域創生の取組を推進するとともに、道外で育った子どもたちが北海道の魅力を深く知り、将来的に本道との多様かつ継続的な関わりを持つことにより、本道の将来を支える人材の育成が期待できることから、道内の受検者への影響を考慮しつつ、道外からの受入れを拡大することとし、受入れの条件を改善する。

#### (2) 改善の主な内容

これまでどおり、農業や水産に関する科目を25単位以上履修できる教育課程を編成している学校のほか、2学級以下の学校のうち、地域ならではの教育資源を活用した教科・科目等を3単位以上履修することができ、地域の将来を支える人材を育成することをねらいとした系統的な教育課程が編成されており、地域が責任をもって継続的に支援することができると思われる学校・学科において、道外からの入学者を受け入れることができることとする。